

国道14号線小松川立体事業に係る道路拡幅整備事業の促進を 求める意見書

国道14号線は東京都と千葉県を結ぶ首都圏交通ネットワークを担う大動脈であり、首都圏の産業や経済を支える極めて重要な道路です。また、国道14号線と東京都管理の千葉街道・船堀街道が交差する東小松川交差点は、一般交通のほかバス路線が集中するなど、区内交通の要所となっています。

しかし、東小松川交差点の現状は、左折車両滞留の影響により直進車両が円滑に進めず交通混雑が常態化しています。特に、交通量の多い朝夕の時間帯では慢性的な渋滞が発生し、騒音や排気ガスなどとともに地域社会に与える影響が深刻となっています。さらに、東小松川交差点付近の歩道幅員が狭小であることから、歩行者・自転車の通行に著しく支障をきたす状況となっています。

こうしたなか、国土交通省では、国道14号線の江戸川区松島一丁目から大杉一丁目までの約1.2kmにおける小松川立体・道路拡幅事業の第I期として、東小松川交差点付近の用地取得に取り組まれています。また、同時に東京都では、千葉街道・船堀街道の道路拡幅用地の取得に取り組まれています。

しかし、国土交通省及び東京都の道路拡幅用地取得は、一定の進捗をみているものの、安全かつ円滑な通行につながる交差点改良の実現には、未だ目途が立たない状況にあります。

よって、江戸川区議会は、政府及び東京都に対し、車両、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行の確保、地域環境の改善を早期に実現するため、下記事項について速やかに対応されるよう強く要望します。

記

- 1 国土交通省及び東京都はさらなる連携を図り、関係権利者の生活再建に配慮するとともに財源を確保し、国道14号線、千葉街道、船堀街道の道路拡幅事業の促進を図ること。
- 2 東小松川交差点付近の車線増設、歩道拡幅などの交差点改良の早期実現に向けた対策を強力に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月17日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、国土交通大臣
東京都知事

あて